

「(仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例」概要

条例制定の趣旨

こころやからだに不調のある家族の介護や援助等のケアについて、これまでは家族が中心となり担ってきましたが、近年、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな社会の変化に伴い、親族、友人その他の身近な人等のいわゆるケアラーに過重な負担が掛かっています。

本市においては、全てのケアラーを包括的に支援することでケアラーの孤立を防ぐとともに、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目指し、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、(仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例を制定します。

ケアラーへの包括的支援の必要性

ケアラーを包括的に支援するには、ケアを必要とする市民等への支援を充実させていくことも欠かせません。ケアを必要とする市民等への支援とケアラーへの支援をあわせて推進することにより、全てのケアラーの孤立を防ぎ、ケアラーが自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して、自分らしく暮らすことが可能となるからです。

ヤングケアラーへの配慮

ケアラーのうち、特にヤングケアラーに対する支援にあたっては、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の基本理念に則り、ヤングケアラーが成長の段階に応じて学び、必要な支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられるとともに、ヤングケアラーが自由に意見を述べたり、気軽に語りあったりすることのできる機会又はヤングケアラーの意向を身近な大人や仲間が代弁できる機会を得られるよう、特に配慮していきます。

市民への効果

ケアラー支援条例の策定により、支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援の必要性の理解が進み、支援を必要としている全ての市民が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことに寄与します。また、地域社会でケアラーが置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、身近な地域で見守り、必要な場や人につなぎ、ケアラーが孤立することのないような環境づくりを行うことで、誰もが安心して、自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現につながります。

条例の骨子

【目的】

「社会全体でケアラーを包括的に支援するための基本理念を定め、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、もって全てのケアラーの孤立を防ぐとともに、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」（第1条）と決めました。

【定義】

「ケアラー」を「高齢、障害、疾病その他理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者」（第2条第1号）と定義づけ、また「ヤングケアラー」を「ケアラーのうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。」（同条第2号）と定義づけました。

【基本理念等】

基本理念として、1、ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない、2、ケアラー支援は、市、市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない、3、ケアラー支援は、ケアラーのみならずケア対象者への取組として、包括的に行われなければならない、4、ヤングケアラーに対する支援は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければならないことを掲げる（第3条）とともに、市の責務（第4条）、市民等の役割（第5条）、事業者の役割（第6条）、関係機関の役割（第7条）、学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割（第8条）を定めたうえで、市は広報及び啓発（第9条）、相談支援体制の整備及び構築（第10条）、ケアラー支援に関する施策の推進（第11条）を行うことを決めました。

なお、ケアラー支援に関する施策の推進（第11条）として、人材育成、情報連携、伴走支援、つながりの推進、自立・修学・就業支援、ケア対象者への支援を規定しています。